

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
住民参加型在宅福祉サービス事業実施要綱

平成23年4月1日 制定
(沿革) 平成24年11月1日第1次一部改正
(様式) 平成26年4月1日第2次一部改正
平成30年4月1日第3次一部改正
平成31年4月12日第4次一部改正
令和7年3月5日第5次一部改正

(目的)

第1 この要項は、生活援助を行う者と生活や介護に係る援助を受ける者を会員とするささえあい活動の組織として、住民参加型在宅福祉サービス「ささえあいの会」(以下「ささえあいの会」という。)を設置し、会員を対象にその活動を支援する事業(以下「事業」という。)を実施することを目的とする。

(会員)

第2 「ささえあいの会」事業の目的を理解する次の会員をもって組織する。

- (1) まかせて会員 生活の援助等を行うため会員登録をしている者
- (2) おねがい会員 生活の援助等を受けるため会員登録をしている者

(事業内容)

第3 「ささえあいの会」事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員の募集、登録及び会員組織の運営
- (2) 会員相互援助活動の調整
- (3) 会員相互援助活動に必要な講習、指導及び助言
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業目的の達成に必要な事業

(事務所)

第4 事業を推進するため各支所内に事務所を置く。

(会員登録)

第5 まかせて会員及びおねがい会員として登録する者は、入会申込書(様式第1号)により会員登録を行い、「ささえあいの会」会員証(様式第2号)の交付を受けるものとする。

2 前項の規定による会員登録ができる者は、原則として奥州市内に住所を有する者とする。

3 まかせて会員及びおねがい会員は、これを兼ねることができる。

(年会費)

第6 おねがい会員として登録する者は、年会費を納入するものとする。

年会費 1,200円(月額100円)

(コーディネーター等)

第7 「ささえあいの会」事業を行うため、各事務所にコーディネーターを置く。

2 コーディネーターは、第3に掲げる事業のほか、援助活動に関する事務を処理する。

(相互援助活動の内容等)

第8 相互援助活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食事の支度

- (2) 衣類の洗濯等
 - (3) 住居等の掃除等、整理整頓
 - (4) 生活必需品の買い物
 - (5) 軽易な身の回りの世話
 - (6) 通院、外出介助及び付添い
 - (7) 話し相手
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、おねがい会員に必要な相互援助活動
- 2 相互援助活動の実施場所は、原則としておねがい会員の自宅とする。
- 3 相互援助活動の実施時間は、午前7時から午後7時までとする。ただし、やむを得ない理由のある場合は、コーディネーターの承認を得て宿泊を伴わない範囲において時間外に実施することができる。

(相互援助活動の実施)

- 第9 おねがい会員は援助を受けようとするときは、電話等により援助の依頼をするものとする。
- 2 おねがい会員から援助の依頼を受けたコーディネーターは、援助の内容、日時等を詳細に確認のうえ、まかせて会員を紹介するものとする。
- 3 前項の規定により紹介を受けたおねがい会員は、コーディネーターとともに当該まかせて会員と援助の内容について事前に十分な協議を行い、相互援助活動の実施を決定するものとする。
- 4 おねがい会員は、第3項で決定した内容以外の相互援助活動をまかせて会員に求めてはならない。
- 5 まかせて会員は、相互援助活動を実施したときは、その内容を活動報告書（様式第3号）に記録し、おねがい会員の確認を受けなければならない。

(利用料等)

- 第10 おねがい会員は、相互援助活動終了後、別表第1に定める基準によりまかせて会員に利用料及び交通費その他の実費を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料等は、原則として当該相互援助活動が終了した都度、速やかに現金で支払うものとする。

(相互援助活動中の事故の取扱い等)

- 第11 会員は、相互援助活動中の事故に備え、活動補償保険に加入するものとし、保険加入費用は「ささえあいの会」が全額負担するものとする。

(秘密の保持)

- 第12 コーディネーターその他事業に携わる者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た会員又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(補則)

- 第13 この要綱に定めるもののほか、「ささえあいの会」事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第10関係）

住民参加型在宅福祉サービス「ささえあいの会」利用料等基準

1 利用料

利用区分		利用料
基本時間	月曜日から土曜日まで	1時間あたり600円
日曜日及び国民の祝日、基本時間外時間		1時間あたり700円

- (1) 基本時間帯は、月曜日から土曜日までの午前7時から午後7時までとする。
- (2) 活動時間が1時間以内の場合は1時間とし、1時間を超えて端数がある場合は、その時間が30分以内のときは上表に定める1時間あたりの金額の半額とし、30分を超えるときは1時間あたりの金額とする。

2 交通費

援助を行う際に公共交通機関等を利用し、まかせて会員がその費用を負担した場合、またはまかせて会員が自家用車を使用した際にその距離に応じて次のとおりおねがい会員が実費相当額を提供会員に支払う。

- (1) 公共交通機関・タクシーを利用したとき 実費
- (2) まかせて会員が自家用車を利用したとき ガソリン代相当額（20円/km）
- ① 買い物等の代行の場合
- ② 活動のためにおねがい会員宅を訪問した場合、往復分を負担する

【まかせて会員】

ささえあいの会 入会申込書（兼）会員台帳

「ささえあいの会」の目的に賛同し入会いたします。

ふりがな		男 女	生年月日	年 月 日				
氏名	⑩							
住所	〒		連絡先	電話				
				携帯				
				FAX				
				メール				
職業	雇用労働者；フルタイム・パート 自営業 無職 その他		資格 免許					
勤務先	(電話)							
家庭の事で特記することがある場合記入して下さい								
援助の できる日 時	曜日	時間			(援助の出来ない日などを記入)			
	日	時	分	～			時	分
	月	時	分	～			時	分
	火	時	分	～			時	分
	水	時	分	～			時	分
	木	時	分	～			時	分
	金	時	分	～			時	分
	土	時	分	～			時	分

※ ささえあいの会 記入欄

承認・不承認	入会日	年 月 日	地区名	
--------	-----	-------	-----	--

受付番号		退会日	年 月 日	会員番号	
------	--	-----	-------	------	--

様式第1号（第9関係）

年 月 日

【おねがい会員】

ささえあいの会 入会申込書（兼）会員台帳

「ささえあいの会」の目的に賛同し入会します。

ふりがな				男 女	生 年 月 日	年 月 日	
氏 名	①						
住 所	〒			代 筆 者 氏 名	続柄：		
連絡先	電話			健康 状 況 な ど			
	携帯						
	F A X						
	メール						
緊急 連絡先	氏名			携帯/電話			
	氏名			携帯/電話			
同居の家 族の様子	氏 名	年 齢	続 柄	特記することがある場合ご記入ください。			
援 助 希望日時	曜日	時 間				希望する主な援助内容等	
	日	時 分	～	時 分			
	月	時 分	～	時 分			
	火	時 分	～	時 分			
	水	時 分	～	時 分			
	木	時 分	～	時 分			
	金	時 分	～	時 分			
	土	時 分	～	時 分			

※ ささえあいの会 記入欄

承認 ・ 不承認	入会日	年 月 日	地区名	
受付番号	退会日	年 月 日	会員番号	

